

平成23年8月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成22年(ワ)第506号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年6月30日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 園 田 理

被 告 有 限 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

ほか6名

主 文

1 被告は、原告に対し、67万6339円及びうち19万8502円に対する平成14年10月24日から、うち4万6990円に対する平成20年1月10日から、うち6万5725円に対する平成15年2月13日から、うち33万6036円に対する平成20年1月10日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、6件の質取引において、それぞれ、金員を借り

入れ、利息制限法所定の利息を超える約定利率により質料を支払っていたことにつき、過払金の返還を求めた事案である（附帯請求は最終弁済日の翌日から支払済みまでの民法所定の法定利息である。）。

1 争いのない事実等（弁論の全趣旨により認められる事実を含む。）

(1) 質屋営業

被告は、質屋営業法2条1項の許可を受け、質屋営業を営む特例有限会社である。

(2) 本件各取引

原告は、被告との間で、別表1の「入質年月日」欄記載の日に、「質物及び質物番号」欄記載の質物を質に入れて、日々「利子等質料」記載の質料、流質期限3か月で「借入金額」欄記載の金員を借り入れた。以下、それぞれの取引を別表1の番号に従い、本件取引①ないし⑥といい、これらを併せて本件各取引という。

(3) 関係法令

利息制限法（昭和29年法律第100号）は、以下、改正の前後を問わず、単に利息制限法という。ただし、本件各取引に具体的に適用する場面では、平成18年法律第115号による改正前の利息制限法を指す。利息制限法によって廃止された利息制限法（明治10年太政官布告第66号）を、以下、旧利息制限法という。

質屋営業法（昭和25年法律第158条）は、以下、改正の前後を問わず、単に質屋営業法という。ただし、質屋営業法36条というときは、昭和29年法律第196号による改正後から平成11年法律第160号による改正前までの質屋営業法36条及び同法律による改正後の質屋営業法36条1項を指す。質屋営業法によって廃止された質屋取締法（明治28年法律第14号）を、以下、質屋取締法という。

出資法（昭和29年法律第195号）は、以下、改正の前後を問わず、単

に出資法といい、出資法5条2項についても、同様である。

貸金業法（昭和58年法律第32号。平成18年法律115号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律。）は、以下、改正の前後を問わず、単に貸金業法という。

2 爭点についての当事者の主張

(1) 本件各取引、すなわち、質屋営業法の許可を得た質屋が行う質取引の質料に利息制限法1条1項が適用されるか。

(原告の主張)

次のとおり、本件の質取引には、利息制限法が適用されるべきである。

ア 利息制限法の文理解釈

本件の質取引は、いずれも、「金銭を目的とする消費貸借」（利息制限法1条1項）に該当する。

質屋営業法1条1項が質屋営業を「金銭を貸し付ける営業」をいうと定義していること、同法36条は、質屋が出資法5条2項の「金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合」に当たることを前提としていることから、法も、質取引が金銭消費貸借に該当すると解している。

イ 利息制限法と質屋営業法の関係

質屋営業法36条は、あくまで刑罰金利規制を一般の貸金業者より緩やかにしているにすぎず、利息制限法による私法上の金利規制に対する特則とは解されない。

これに対し、質取引に対し、利息制限法の適用を排除しなければならぬような特別な事情はない。

(ア) 質屋の各種の義務及び負担について

① 保管義務

質屋営業法は、保管設備について、公安委員会が基準を定めることが「できる」と規定しているにどまり（質屋営業法7条1項）、それ

を受けた愛知県質屋営業法施行細則においても、通常の質物の占有保管についての善管注意義務（民法350条、298条1項）に比べ、特に高度な義務を課しているわけではない。

② 鑑定料的な要素

担保物件の価額を評価するために査定及び鑑定を行うのは、金銭の貸主が一般になすことであり、質取引に限った特殊なことではない。

③ 防犯協力義務及び利用者保護規定

質屋には盗品や遺失品が持ち込まれる場合が多く、古くから質屋取締法が制定され、取締りがされてきたという歴史的経緯、質屋営業法でも許可制が採用されていること、その代わり、質屋営業には一般に禁止されている流質契約の禁止が解除されていることなどに照らし、質屋が防犯に協力すべきことは、その社会的責任というべきであり、当然のことである。

被告の主張するその他の各種義務も、特別の規制により特別の費用が発生するというようなものではない。

④ 質物限りの物的有限責任及び質物の価格下落の危険

質屋は、被告の主張するようなリスクを回避するために、質物の価額を適切に評価すればよいのであり、流質処分後になお不足が生じるという事態は、現実的には想定しえない。

⑤ 小口・小規模取引であること

利息制限法においても、既に、小口・小規模取引にあたる、元本の額が10万円未満の金銭消費貸借取引について制限利率を年2割に制限しているのであって、質取引だけが小口・小規模取引であるわけではない。

(イ) 取立権について

被告は、質屋が流質期限経過時に質物の所有権を取得するとの質屋営

業法19条1項本文の規定から、質屋が利用者に対し、何ら請求権を有しないと主張するが、この規定は、民法349条（流質契約の禁止）の特則として、質屋が簡易に優先弁済を受けられるとしただけのことである。

流質期限が経過するまでの間は、質屋は、利用者に対し、当該質物で担保される貸金返還請求権を有しており、当然、取立権も有している。

流質期限が経過するまでの間は、質屋は、当然、質契約を更新することが可能であり（質屋営業法19条1項ただし書き）、それによって、利息を稼ぐことができる所以あり、更新の継続により、利用者から、数年にわたり、質物の価額をはるかに上回る高額の質料を受領することが可能であるから、物的有限責任を強調する被告の主張に理由のないことは明らかである。

(ウ) 流質規定との関係

仮に質物の価額が債権額に比して過大であったとしても、利息制限法の適用はないと解されるから、質取引を利息制限法所定の制限利率で引き直した結果、被担保債権が弁済によりすべて消滅し、過払金が発生していれば、質屋は、不当利得返還義務や質物返還義務を負うが、債権が一部でも残っていれば、質物による代物弁済は有効であったこととなる。

したがって、利息制限法を適用しても、質屋営業法19条と抵触するわけではない。

ウ 質屋営業法及び利息制限法の立法の経緯

(ア) 質屋取締法に利率制限規定があり、旧利息制限法の特別法たる性格を有していたとしても、質屋取締法は、昭和25年、質屋営業法の施行と一緒に廃止されており、その後、昭和29年に質屋営業法36条が設けられるまでの間、質屋営業法には金利に関する規定が存在せず、旧利息制限法が適用される状態となっていたものである。

したがって、質屋営業法に、旧利息制限法の特別法であるという質屋取締法の性格が引き継がれたわけではない。

(イ) 被告の引用する昭和25年の政府委員の説明は、むしろ、質取引に旧利息制限法が適用されると述べているものと理解できる。

昭和29年の政府委員の説明も、質屋営業法36条が刑罰法規の適用における特例であることを明らかにした上で、質屋が質屋営業法36条の範囲内で受領する質料については、法律上の規制がないとか、自由契約に委ねるとか述べているだけで、利息制限法の適用がないとは述べていない。昭和29年制定の利息制限法でも、債務者が制限超過利息を任意に支払ったときには、その返還を請求できないとの規定があり（同法1条2項）、昭和39年1月18日の最高裁判決までは、この場合、制限超過部分が元本に充当されないと解されていたのであり、上記の発言は、当時のかかる認識に基づくものである。

平成18年の国会審議における国務大臣の発言についての被告の主張も、言葉尻を捉えたものにすぎない。

エ 利息制限法を適用した場合の社会的弊害

質屋の多くが廃業を強いられるというのは、単なる憶測に過ぎないし、そもそも、質屋は、盗品や遺失品が持ち込まれるなど犯罪を助長する側面があるため、許可制とされ、犯罪捜査への協力が求められているにすぎず、質屋が自主的に公益目的を果たしているわけではない。

オ その他の観点

質屋の利用者の多くは、一般庶民であり、質契約の大半は消費者契約に該当するところ、任意規定ですら、消費者契約法10条により、消費者の利益を一方的に害するものは無効とされているのに、強行規定たる利息制限法が、質取引において、消費者の権利保護の水準としての機能を果たさないという法解釈は、現在の法解釈としては不当である。

リース契約は、金銭消費貸借契約とは異なり、賃貸借契約の法形式をとっているのであり、これに利息制限法が適用されないのは、いわば当然である。

(被告の主張)

次のとおり、質屋営業法に基づく質取引には、利息制限法の適用がない。

ア 利息制限法の文理解釈

質取引は、流質期間経過後は、質物を処分することをもって終了することとされており、以後、質屋が利用者に対し貸金等を請求することができないものと解されており（質屋営業法19条1項）、質料は、単なる金利ではなく、質物保管料、質受手数料及び鑑定料等を含む性質のものである。

したがって、質取引は、利息制限法1条の「金銭を目的とする消費貸借上の利息の契約」には該当しない。

イ 利息制限法と質屋営業法の関係

わが国の法体系においては、質屋を規制する質屋営業法と消費者金融業者等の貸金業者を規制する貸金業法という別個の法律が存在しており、その規制の内容及び監督官庁が全く異なる。

質屋は、次の各点で、貸金業者と異なる特殊性があるから、質屋営業法36条は利息制限法の特例金利を定めるものと解すべきであり、利息制限法を質屋営業法に基づく質取引に適用すべきでない。

(ア) 質屋が貸金業者と異なり、各種の負担が生じるため、高金利による質料が許容される必要がある。

① 高度の保管義務

質屋には、質屋営業法7条3項及びこれに基づく公安委員会の規定する基準により、各種設備や保険料負担を含む、高度の保管・保安義務が課せられており、利用者から受領する質料にはかかる経費負担が考慮されている。

② 鑑定料的な要素

質取引は、質物限りの物的有限責任をその基本的な性質とし、質屋は、利用者に対し、何らの請求権も有しないから、質物の真偽と価値を正確に査定することが重要となるが、そのためには、研修や鑑定器具等の費用がかかるのであるから、質料には、鑑定料的な要素も含まれている。

③ 防犯協力義務及び利用者保護規定

質屋は、警察に対する盗品の申告義務のほか、帳簿等の作成義務（質屋営業法14条）、質物返還の相手方の確認義務（同法18条2項）、品触相当品の申告義務及び差止物品の保管義務（同法21条）、警察官による立入及び調査（同法24条）、盗品等の被害者への無償返還（同法22条）、質物滅失の際の債権消滅（同法20条）等、防犯協力及び利用者・関係者保護のための各種の義務を課せられており、これらを果たすための費用負担は相当なものである。

④ 質物限りの物的有限責任及び質物の価格下落の危険

質取引においては、利用者は、質物限りの物的有限責任しか負わず、流質処分によって質取引が終了することになり、質屋は、利用者に対し、何らの請求権を有しないから、多くの未収質料を抱えたまま流質処分を迎えると、質物が値崩れしている場合、質屋が想像以上に多額の損害を負うことになる。

したがって、質料には、質屋が利用者に対し、請求権を有していないことによる損失分に加え、質物の価値下落分についての補填的要素も含まれている。

⑤ 小口・小規模取引であること

質屋が行う質取引は、そのほとんどが小口・低額の取引であり、それに付随して、手間や経費負担が生じるのであり、高金利による質料

が許容される必要がある。

(イ) 質屋には、取立権がなく、利息制限法の適用により金利を規制する必要がないこと

質取引は、店頭対面取引を原則とし、上記のとおり、物的有限責任であるが故に質屋には取立権がない。

そもそも、本来、市場原理に委ねるべき金利設定につき、利息制限法で公的な規制を行うことを企図したのは、消費者金融業者等の貸金業者により現実に行われていた過酷な取立行為を是正するためである。

さらに、質取引においては、質物の査定価格の範囲内でのみ貸付けを行うことから、近時、消費者金融において問題とされている過剰な与信・貸付けや多重債務の問題は生じない。

(ウ) 利息制限法を適用すると質屋営業法上の流質規定と抵触すること

質屋は、質屋営業法19条の規定に基づき、質物の所有権を取得することにより利用者との取引の全てを終えるものであるが、仮に、質取引に利息制限法を適用すると、質屋は、法定の流質期限が経過し、当該質物の所有権を取得しているにもかかわらず、常に不当利得返還請求及び質物返還請求の負担・危険性にさらされる危険がある。

このような事態の発生が質屋営業法の明文規定及び質屋営業の実態に著しく反することはいうまでもない。

ウ 質屋営業法及び利息制限法の立法の経緯

(ア) 質屋営業法は、盜品が質屋営業車によって処分されたことが多かった戦後の実情等に鑑み、質屋の営業を公安委員会による許可にからしめ、その監督を図るべく、昭和25年5月8日に公布され、同年7月1日に施行されたものである。

その後、利息制限法は、昭和29年5月15日に公布、同年6月15日に施行され、出資法は、同年6月23日に公布され、いわゆる高金利

罪を定めた同法5条の部分が同年10月1日に施行された。

そして、質屋営業法36条は、同時期に審議されていた出資法5条の適用によってほとんどの質屋が処罰されることになるという事態を防ぐために設けられたものである。

質屋営業法36条は、平成18年法律第115号による改正後も、出資法の上限金利の数次にわたる引き下げにもかかわらず、質屋については、同法5条2項に定める利息の割合を年109.5%（うるう年は109.8%）の割合に読み替えることとし、月計算を採用したままである。

以上の経緯からみて、仮に、質屋に行う質取引に利息制限法が適用されるのであれば、質屋に対する刑罰についても、一般の貸金業者と同様、出資法5条の高金利罪に従えば済む話であり、何のためにあえて出資法5条2項の例外規定として質屋営業法36条を設けたのか、その後も例外の金利を維持しているのか、合理的な理由が見いだせない。

- (イ) また、質屋営業法の前身である質屋取締法には、利率を制限する規定があり、これは、旧利息制限法の特別法たる性格を有していたのであって、質屋取締法を引き継いだ質屋営業法についても、利息制限法の特別法たる性格に変化があったわけではない。
- (ウ) 質屋営業法が制定された昭和25年の参議院地方行政委員会において、政府委員から、質取引の金利を法律上規制することはせず旧利息制限法を適用しないとの趣旨説明がされていた。

質屋営業法36条が改正付加されることとなった昭和29年における国会法務委員会においても、質屋が同条の範囲内で受領する質料には利息制限法の適用がないとの解釈が政府委員によって説明されていた。

平成18年の貸金業法、出資法及び利息制限法等の改正議論の際にも、その国会審議において、国務大臣等において、質屋の行う質取引の金利

が利息制限法の例外であることが明確に述べられている。

エ 利息制限法を適用した場合の社会的弊害

(ア) 金利規制の乖離が大きく、予見可能性を害すること

仮に、質取引につき、利息制限法を適用すると、質屋営業法36条の上限利率との間に年利約90パーセントの幅が生じることとなり、これは、消費者金融業者のいわゆるグレーベン金利と比べても明らかに大きい。

そのため、利息制限法を質取引に適用することは、質屋にとって、事業経営上の予見可能性及び法的安定性を害し、経営を著しく萎縮・阻害するものである。

(イ) 多くの質屋が廃業を強いられること

質屋は、そのほとんどが家族経営で成り立っている小規模・零細事業者であり、前記のとおり、質屋営業法等による各種の規制により、多くの経費負担を強いられている。その経営内容は、けっして安定したものではなく、質屋の軒数も減少を続けている。

質取引に利息制限法を適用すれば、多くの質屋を廃業に導くこととなり、質屋の庶民金融としての役割や盗品の流通阻止等の公益的な目的を果たせなくなる。

オ その他の理由づけ—リース契約との比較

リース取引に関しても、その実質に着目した場合には、リース業者が利用者に対して金融の便宜を供するという性質を有することから、利息制限法の適用の可否が問題となりうるが、裁判例は、リース契約を一種の無名契約と解し、利息制限法の適用を認めていない。

(2) 本件各取引における弁済日

(原告の主張)

ア 本件各取引における弁済日は、別紙計算書1ないし6のとおりである。

原告は、原告が暦月計算、すなわち、月の初日から末日までの期間を一期として利息を計算し、貸付けの期間が一期に満たないときは一期とし、二以上の月にわたるときは、そのわたる月の数を期の数とするという利息の計算方式に基づき、各月の末日に弁済していたと推計すべきである。

イ 被告は、利息計算の方法について、暦月計算とする旨、営業所内に掲示し、質札にも記載していたのであるから、本件各取引においても、暦月計算により利息を計算するとの約定が成立していたというべきである。

本件取引②、⑤、⑥につき、同一日に支払っていたことからも、暦月計算を用いていたことが推認されるというべきである。

被告が質屋営業法施行規則で定められている様式に反し、台帳に利払年月日を記載していなかったために本件においても弁済日が判明していないのであるから、原告の推計計算を用いることが合理的である。

ウ 仮に暦月計算による推計が認められない場合は、満月計算に基づき、各月の質入れと同じ日に弁済をしているとの推計によるべきである。

(被告の主張)

ア 原告は、満月計算、すなわち、質契約の日から起算して1か月ごとに利息が加算される利息の計算方式に基づき、質料を支払っていたとみるべきであり、原告の推計は誤っている。

イ 本件取引②、⑤、⑥のうち、平成18年6月以降の銀行振込による質料の支払については、弁済日が証拠上明らかであるが、原告は、概ね、最速の流質期限である本件取引⑤の毎月14日までに質料を支払っており、満月計算を用いていたことが窺われる。

第3 爭点に対する判断

1 爭点(1) (利息制限法の適用の有無)について

(1) 利息制限法1条1項は、「金銭を目的とする消費貸借における利息の契約」につき、所定の利息を超える部分について無効と定めているところ、本件

各取引を含め、質取引における質料の定めは、「金銭を目的とする消費貸借における利息の契約」に該当するものと解される。

質取引は、その性質上、金銭の貸し付けであることは明らかであるし、質屋営業法1条1項や36条も、そのことを前提としている。

そして、質取引における質料がその性質上、貸金の利息であることも明らかである。被告の言うように質物保管料、質受手数料及び鑑定料等の費用を考慮して質料が定められているとしても、金銭の貸主が契約締結や担保に関する各種費用を考慮して金利を設定するのは一般的なことであって、通常の金銭消費貸借の金利とその性質が異なるわけではないし、仮に、質料に金利以外の性質が含まれるとしても、利息制限法3条の趣旨によれば、そのことを理由に同法1条の適用を免れるものと解することは相当でない。

(2) 次に、質屋営業法その他の法律において、質屋の行う質取引に利息制限法1条が適用されないと定めた条項は存在しない。

質屋営業法36条は、出資法5条2項の高金利罪の適用につき、構成要件の金利を高金利に読み替えたものであるが、法は、出資法5条2項による刑事法上の規制と、利息制限法による民事法上の規制による二元的な金利規制を採用しているのであるから、質屋営業法36条によってただちに利息制限法の適用が除外されると解することはできない。

(3) 以上のとおり、関係法令を文言どおりに解釈する限り、質取引にも利息制限法が適用されると解されるところ、被告の指摘する諸事情によって、利息制限法1条の「金銭を目的とする消費貸借における利息の契約」を縮小解釈し、質取引を除外すべきといえるか、以下、検討する。

ア 被告は、質取引に利息制限法を適用すると質屋営業法36条が立法された趣旨が実現されないと主張する。

しかしながら、前記のとおり、法は、刑事法上の規制と民事法上の規制を別個に設けているのであるから、質取引に利息制限法を適用したからと

いって、出資法に基づく刑事法の適用を制限した質屋営業法36条の意義が失われるわけではない。

平成18年法律第115号による改正前の利息制限法上の制限利息は、その超過部分が無効となるものの（1条1項）、超過部分を任意に支払ったときはその返還を請求することができないとされていたのであって（1条2項）、その利率を超えると直ちに刑事罰の適用対象とされる出資法5条2項所定の制限利息とは、まったく意味合いの異なるものであったといえる。

原告が指摘するように、最高裁大法廷昭和39年11月18日判決・民集18巻9号1868頁が出されるまでは、超過部分の任意の支払部分が元本に充当することにより過払利息の返還を請求できるという解釈も一般的ではなかったと考えられ（同判決によって変更された最高裁大法廷昭和37年6月13日判決・民集16巻7号1340頁参照），現在のように、利息制限法の適用による不当利得返還請求が当然に可能であると解されていたわけではない。

したがって、少なくとも、利息制限法及び質屋営業法36条が設けられた昭和29年当時においては、質屋営業法36条は、出資法5条2項の適用を制限した条文として、それ自体、十分な意義があるものとして立法されたと考えられる。

そして、質屋営業法が昭和25年に制定され、昭和29年に利息制限法と出資法が制定された際に、出資法5条2項についてのみ質取引への適用を制限する規定が設けられ、利息制限法の適用については何ら手当がされていないのであるから、関係法令からは、質取引に利息制限法の適用を制限しようという立法者意思を読み取ることはできない。

イ これに対し、被告は、当時、質取引に利息制限法が適用されないことは当然と考えていたと主張する。

しかしながら、被告の引用する昭和29年の立法過程における議論をみ

ても、質取引に対する利息制限法の適用の有無を主題として論じたものは見当たらず、質取引に利息制限法が適用されないと明示的に説明されたものはないし、そもそも、利息制限法の適用について関心が持たれていたことすらも疑問である。

なにより、前記のとおり、利息制限法の規定ぶりからみると、質取引に利息制限法 1 条 1 項が適用されることが当然に見えるにもかかわらず、これが適用されないと考えられていたという合理的な根拠がない。

したがって、質屋営業法 36 条の立法当時において、質取引に利息制限法が適用されないと解されていたとは認められない。

なお、平成 18 年の法改正時の審議における行政府による説明も、出資法 5 条 2 項及びその特則としての質屋営業法 36 条の改正論議の中でなされたものにすぎず、本争点に対する判断を左右するものではない。

また、被告は、質屋営業法の制定以前の質屋取締法と旧利息制限法との関係に言及するが、質屋営業法にも旧利息制限法に関する規定は設けられず、利息制限法の制定時にも質屋営業法と利息制限法の関係に関する規定は設けられなかつたのであるから、質屋営業法が利息制限法の特別法たる性格を有すると解することはできない。

ウ ところで、利息制限法についての現在の判例解釈を前提とすると、質屋営業法 36 条所定の利率の範囲内で営業をしている質屋に対する不当利得返還請求が広範に可能となるが、こうした事態が質屋営業法 36 条の設けられた昭和 29 年当時の想定と異なるであろうことは否めない。

しかしながら、これは、利息制限法そのものの解釈の当否によるものであって、昭和 29 年当時の想定よりも利息制限法の解釈が厳格であるべきことが前記最高裁昭和 39 年判決によって明らかとされたからといって、遡及的に利息制限法が質取引に適用されないこととなるといった解釈は成り立ち得ない。

エ さらに、被告は、質屋営業の特殊性及び貸金業者との差異や質屋営業の公益性等について、多岐にわたり主張する。

しかしながら、利息制限法は、その条文から明らかであるように、特定の業態の貸金業者による貸付けや取立行為等に絞って規制するものではなく、高金利の利息契約を一般的に無効とすることにより、広く債務者を保護することを主たる立法目的としたものと解される。

一方、質屋営業法は、基本的には、利用者保護や犯罪抑止のために質屋営業に各種の規制を加えた法律であると解され、そのなかで、質屋営業の実情等を考慮し、19条で流質処分を認め、36条で高金利罪の適用を緩和したにすぎない。

したがって、質屋営業が法律上、特段、保護されるべき業種であると位置づけられているわけではなく、被告の主張は、いずれも、法解釈として無理があるといわざるを得ない。

また、被告が質取引の特性として挙げる「物的有限責任」についても、質取引が金銭消費貸借の性質を有している以上、高金利の質契約が継続することによって利用者の支払いが高額となる場合もあるのであり、利息制限法の適用上、他の無担保の金銭消費貸借と区別すべき理由はない。

さらに、質取引に利息制限法を適用しても、質屋が流質をするまでの間の質料の支払が問題となるにすぎず、流質による質物の所有権取得を定めた質屋営業法19条とただちに抵触するわけではない。なお、引き直し計算によって流質前に元本債務が消滅していたことが明らかとなった場合に、不当利得返還請求にとどまらず、質物返還まで請求できるか否かは、本件の争点には含まれない。

オ このほか、被告は、リース契約との比較に触れるが、リース契約は、金銭消費貸借の形をとらないものであり、質取引と同列に考えることはできない。

(4) 以上によれば、被告の主張を考慮しても、質屋が行う質取引に利息制限法が適用されると解するほかなく、本件各取引につき、利息制限法1条1項が適用されるものと解される。

2 争点(2)（本件各取引における弁済日）について

(1) 証拠（乙17）によれば、原告が質料を支払った月は、原告が主張するところであると認められ、この点につき、被告も積極的に争うものではない（なお、乙17の記載によれば、本件取引⑤における初回の支払が平成15年6月ではなく5月であったと推認されるが、原告の主張どおり、同年6月に支払があったものと扱うこととする。）。

(2) 次に、質料の支払日と質料の金額の計算方法が問題となるが、証拠（乙15の1、2、乙16）によれば、被告は、質契約において、暦月計算によって利息を計算する旨、営業所内に掲示し、質札にも記載していたことが認められる。

これに対し、被告は、実際には、利用者の過重な負担を避けるため満月計算を用いていたと主張するが、その証拠は、原告以外の利用者との取引履歴を示す質札（乙24の1ないし6）にとどまり、その取引の時期も、本件各取引と同時期ではなく、満月計算を用いていたという的確な証拠はない。

(3) ところで、証拠（乙25の1ないし10）によれば、本件取引②、⑤、⑥の平成18年6月以降の銀行振込による質料の支払は、概ね、各月の半ばまでにされていることが認められる。

しかしながら、暦月計算と満月計算のいずれによっても、流質期限は質契約から満3か月であると約されていたことには変わりがなく（質屋営業法17条2項、乙16），その後も月単位で更新されていたものと解されるから、質料の支払の日が流質期限前であったことが満月計算により利息計算していたことの根拠とはいえない。

(4) そうすると、原告は、暦月計算による利息計算に基づき、各月の概ね流質

期限前に質料を支払っていたと考えられるが、各月の弁済日は、上記の銀行振込部分を除き証拠上明らかでないから、原告の不利に解し、遅くとも各月の末日に質料を支払っていたとみて、原告主張の弁済日を認めるべきである。

したがって、本件各取引につき、質料の支払額（特に初回の支払額）及び弁済日についても、原告の主張するとおり、別紙計算書1ないし6のとおりであると認められる。

3 以上によれば、本件各取引につき、利息制限法を適用し、同法所定の制限利息を超過して支払った質料は、これを借入元本に充当し、元本完済後の質料は、過払金として不当利得返還請求の対象となる。

そして、被告は、本件各取引につき、所定の質料が利息制限法の制限利息を超えることを知りながら、質料を受領していたものと推認され、これに反する証拠はないから、被告が悪意の受益者であったと認められ、上記過払金には、民法の定める年5分の法定利息を付すべきである。

その計算の過程は、別紙計算書1ないし6のとおりであると認められる。

よって、原告の請求には理由があるから、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所半田支部

裁判官 三芳 純平

別表1

	入質年月 日	出質年月日	質物及び 質物番号	借入金額	利子等質料 (円／月)	質料の支払い 状況
①	H11.10.21	H14.10.23	キモノ 3997	120,000 円	6,000 円	
②	H13.12.27		リング 4227	10,000 円	800 円	H19.12 分まで質料支払い。
③	H14.3.18	H15.2.12	キモノ 247	50,000 円	4,000 円	
④	H14.11.25	H15.2.12	キモノ 4060	100,000 円	7,000 円	
⑤	H15.5.14		キモノ 1119	150,000 円	7,500 円	H20.1 分まで質料支払い。
⑥	H15.11.26		キモノ 3960	30,000 円	2,400 円	H20.1 分まで質料支払い。

別 紙 1

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は毎年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は毎年を366日とする。)

債務者:

作成者:

会員番号: キモノ(質物番号3997)

業者名: (有)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H11.10.21	120,000		0.18				120,000		
2	H11.10.31		0	0.18	10	591	591	120,000	0	0
3	H11.11.30		0	0.18	30	1,775	2,366	120,000	0	0
4	H11.12.31		18,000	0.18	31	1,834	0	106,200	0	0
5	H12.1.31		6,000	0.18	31	1,619	0	101,819	0	0
6	H12.2.29		6,000	0.18	29	1,452	0	97,271	0	0
7	H12.3.31		0	0.18	31	1,482	1,482	97,271	0	0
8	H12.4.30		0	0.18	30	1,435	2,917	97,271	0	0
9	H12.5.31		18,000	0.18	31	1,482	0	83,670	0	0
10	H12.6.30		0	0.18	30	1,234	1,234	83,670	0	0
11	H12.7.31		12,000	0.18	31	1,275	0	74,179	0	0
12	H12.8.31		6,000	0.18	31	1,130	0	69,309	0	0
13	H12.9.30		6,000	0.18	30	1,022	0	64,331	0	0
14	H12.10.31		6,000	0.18	31	980	0	59,311	0	0
15	H12.11.30		0	0.18	30	875	875	59,311	0	0
16	H12.12.31		12,000	0.18	31	904	0	49,090	0	0
17	H13.1.31		6,000	0.18	31	750	0	43,840	0	0
18	H13.2.28		0	0.18	28	605	605	43,840	0	0
19	H13.3.31		0	0.18	31	670	1,275	43,840	0	0
20	H13.4.30		0	0.18	30	648	1,923	43,840	0	0
21	H13.5.31		24,000	0.18	31	670	0	22,433	0	0
22	H13.6.30		6,000	0.18	30	331	0	16,764	0	0
23	H13.7.31		6,000	0.18	31	256	0	11,020	0	0
24	H13.8.31		6,000	0.18	31	168	0	5,188	0	0
25	H13.9.30		0	0.18	30	76	76	5,188	0	0
26	H13.10.31		0	0.18	31	79	155	5,188	0	0
27	H13.11.30		0	0.18	30	76	231	5,188	0	0
28	H13.12.31		24,000	0.18	31	79	0	-18,502	0	0
29	H14.1.31		0	0.18	31	0	0	-18,502	-78	-78
30	H14.2.28		0	0.18	28	0	0	-18,502	-70	-148
31	H14.3.31		18,000	0.18	31	0	0	-36,502	-78	-226
32	H14.4.30		6,000	0.18	30	0	0	-42,502	-150	-376
33	H14.5.31		6,000	0.18	31	0	0	-48,502	-180	-556
34	H14.6.30		0	0.18	30	0	0	-48,502	-199	-755
35	H14.7.31		0	0.18	31	0	0	-48,502	-205	-960
36	H14.8.31		0	0.18	31	0	0	-48,502	-205	-1,165
37	H14.9.30		0	0.18	30	0	0	-48,502	-199	-1,364
38	H14.10.23		150,000	0.18	23	0	0	-198,502	-162	-1,516

別 紙 2

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

会員番号: Ptダイヤリング(質物番号4227)

業者名: 借

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H13.12.27	10,000		0.2				10,000		
2	H13.12.31		0	0.2	4	21	21	10,000	0	0
3	H14.1.31		1600	0.2	31	169	0	8,590	0	0
4	H14.2.28		0	0.2	28	131	131	8,590	0	0
5	H14.3.31		0	0.2	31	145	276	8,590	0	0
6	H14.4.30		2400	0.2	30	141	0	6,607	0	0
7	H14.5.31		0	0.2	31	112	112	6,607	0	0
8	H14.6.30		1600	0.2	30	108	0	5,227	0	0
9	H14.7.31		0	0.2	31	88	88	5,227	0	0
10	H14.8.31		0	0.2	31	88	176	5,227	0	0
11	H14.9.30		0	0.2	30	85	261	5,227	0	0
12	H14.10.31		3200	0.2	31	88	0	2,376	0	0
13	H14.11.30		0	0.2	30	39	39	2,376	0	0
14	H14.12.31		0	0.2	31	40	79	2,376	0	0
15	H15.1.31		0	0.2	31	40	119	2,376	0	0
16	H15.2.28		0	0.2	28	36	155	2,376	0	0
17	H15.3.31		0	0.2	31	40	195	2,376	0	0
18	H15.4.30		4800	0.2	30	39	0	-2,190	0	0
19	H15.5.31		800	0.2	31	0	0	-2,990	-9	-9
20	H15.6.30		0	0.2	30	0	0	-2,990	-12	-21
21	H15.7.31		1,600	0.2	31	0	0	-4,590	-12	-33
22	H15.8.31		0	0.2	31	0	0	-4,590	-19	-52
23	H15.9.30		1,600	0.2	30	0	0	-6,190	-18	-70
24	H15.10.31		800	0.2	31	0	0	-6,990	-26	-96
25	H15.11.30		0	0.2	30	0	0	-6,990	-28	-124
26	H15.12.31		1,600	0.2	31	0	0	-8,590	-29	-153
27	H16.1.31		0	0.2	31	0	0	-8,590	-36	-189
28	H16.2.29		0	0.2	29	0	0	-8,590	-34	-223
29	H16.3.31		0	0.2	31	0	0	-8,590	-36	-259
30	H16.4.30		3,200	0.2	30	0	0	-11,790	-35	-294
31	H16.5.31		800	0.2	31	0	0	-12,590	-49	-343
32	H16.6.30		0	0.2	30	0	0	-12,590	-51	-394
33	H16.7.31		0	0.2	31	0	0	-12,590	-53	-447
34	H16.8.31		2,400	0.2	31	0	0	-14,990	-53	-500
35	H16.9.30		800	0.2	30	0	0	-15,790	-61	-561
36	H16.10.31		0	0.2	31	0	0	-15,790	-66	-627
37	H16.11.30		1,600	0.2	30	0	0	-17,390	-64	-691
38	H16.12.31		0	0.2	31	0	0	-17,390	-73	-764
39	H17.1.31		0	0.2	31	0	0	-17,390	-73	-837
40	H17.2.28		0	0.2	28	0	0	-17,390	-66	-903
41	H17.3.31		0	0.2	31	0	0	-17,390	-73	-976
42	H17.4.30		4,000	0.2	30	0	0	-21,390	-71	-1,047
43	H17.5.31		800	0.2	31	0	0	-22,190	-90	-1,137
44	H17.6.30		0	0.2	30	0	0	-22,190	-91	-1,228
45	H17.7.31		0	0.2	31	0	0	-22,190	-94	-1,322
46	H17.8.31		0	0.2	31	0	0	-22,190	-94	-1,416
47	H17.9.30		0	0.2	30	0	0	-22,190	-91	-1,507
48	H17.10.31		4,000	0.2	31	0	0	-26,190	-94	-1,601
49	H17.11.30		800	0.2	30	0	0	-26,990	-107	-1,708

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
50	H17.12.31		0	0.2	31	0	0	-26,990	-114	-1,822
51	H18.1.31		1,600	0.2	31	0	0	-28,590	-114	-1,936
52	H18.2.28		0	0.2	28	0	0	-28,590	-109	-2,045
53	H18.3.31		1,600	0.2	31	0	0	-30,190	-121	-2,166
54	H18.4.30		0	0.2	30	0	0	-30,190	-124	-2,290
55	H18.5.31		1,600	0.2	31	0	0	-31,790	-128	-2,418
56	H18.6.9		800	0.2	9	0	0	-32,590	-39	-2,457
57	H18.7.11		800	0.2	32	0	0	-33,390	-142	-2,599
58	H18.8.31		800	0.2	51	0	0	-34,190	-233	-2,832
59	H18.9.14		800	0.2	14	0	0	-34,990	-65	-2,897
60	H18.10.23		800	0.2	39	0	0	-35,790	-186	-3,083
61	H18.11.30		800	0.2	38	0	0	-36,590	-186	-3,269
62	H18.12.14		800	0.2	14	0	0	-37,390	-70	-3,339
63	H19.1.12		800	0.2	29	0	0	-38,190	-148	-3,487
64	H19.2.15		800	0.2	34	0	0	-38,990	-177	-3,664
65	H19.3.14		800	0.2	27	0	0	-39,790	-144	-3,808
66	H19.4.13		800	0.2	30	0	0	-40,590	-163	-3,971
67	H19.6.15		800	0.2	63	0	0	-41,390	-350	-4,321
68	H19.7.6		800	0.2	21	0	0	-42,190	-119	-4,440
69	H19.8.2		800	0.2	27	0	0	-42,990	-156	-4,596
70	H19.8.30		800	0.2	28	0	0	-43,790	-164	-4,760
71	H19.10.15		800	0.2	46	0	0	-44,590	-275	-5,035
72	H19.11.19		800	0.2	35	0	0	-45,390	-213	-5,248
73	H19.12.17		800	0.2	28	0	0	-46,190	-174	-5,422
74	H20.1.9		800	0.2	23	0	0	-46,990	-145	-5,567

別 紙 3

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

会員番号: キモノ(質物番号247)

業者名: (有)

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H14. 3. 18	50,000		0.2				50,000		
2	H14. 3. 31		0	0.2	13	356	356	50,000	0	0
3	H14. 4. 30		0	0.2	30	821	1,177	50,000	0	0
4	H14. 5. 31		12,000	0.2	31	849	0	40,026	0	0
5	H14. 6. 30		0	0.2	30	657	657	40,026	0	0
6	H14. 7. 31		8,000	0.2	31	679	0	33,362	0	0
7	H14. 8. 31		0	0.2	31	566	566	33,362	0	0
8	H14. 9. 30		0	0.2	30	548	1,114	33,362	0	0
9	H14. 10. 31		0	0.2	31	566	1,680	33,362	0	0
10	H14. 11. 30		16,000	0.2	30	548	0	19,590	0	0
11	H14. 12. 31		0	0.2	31	332	332	19,590	0	0
12	H15. 1. 31		0	0.2	31	332	664	19,590	0	0
13	H15. 2. 12		62,000	0.2	12	128	0	-41,618	0	0

別 紙 4

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

作成者:

会員番号: キモノ(質物番号4060)

業者名: (個人)

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H14. 11. 25	100,000		0.18				100,000		
2	H14. 11. 30		0	0.18	5	246	246	100,000	0	0
3	H14. 12. 31		0	0.18	31	1,528	1,774	100,000	0	0
4	H15. 1. 31		0	0.18	31	1,528	3,302	100,000	0	0
5	H15. 2. 12		128,000	0.18	12	591	0	-24,107	0	0

別 紙 5

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は毎年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は毎年を366日とする。)

債務者:
会員番号: キモノ(質物番号1119)
業者名: (有)

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H15. 5. 14	150,000		0.18				150,000		
2	H15. 5. 31		0	0.18	17	1,257	1,257	150,000	0	0
3	H15. 6. 30		15,000	0.18	30	2,219	0	138,476	0	0
4	H15. 7. 31		7,500	0.18	31	2,116	0	133,092	0	0
5	H15. 8. 31		0	0.18	31	2,034	2,034	133,092	0	0
6	H15. 9. 30		15,000	0.18	30	1,969	0	122,095	0	0
7	H15. 10. 31		7,500	0.18	31	1,866	0	116,461	0	0
8	H15. 11. 30		0	0.18	30	1,722	1,722	116,461	0	0
9	H15. 12. 31		15,000	0.18	31	1,780	0	104,963	0	0
10	H16. 1. 31		0	0.18	31	1,600	1,600	104,963	0	0
11	H16. 2. 29		15,000	0.18	29	1,497	0	93,060	0	0
12	H16. 3. 31		0	0.18	31	1,418	1,418	93,060	0	0
13	H16. 4. 30		15,000	0.18	30	1,373	0	80,851	0	0
14	H16. 5. 31		7,500	0.18	31	1,232	0	74,583	0	0
15	H16. 6. 30		7,500	0.18	30	1,100	0	68,183	0	0
16	H16. 7. 31		0	0.18	31	1,039	1,039	68,183	0	0
17	H16. 8. 31		15,000	0.18	31	1,039	0	55,261	0	0
18	H16. 9. 30		7,500	0.18	30	815	0	48,576	0	0
19	H16. 10. 31		0	0.18	31	740	740	48,576	0	0
20	H16. 11. 30		15,000	0.18	30	716	0	35,032	0	0
21	H16. 12. 31		0	0.18	31	534	534	35,032	0	0
22	H17. 1. 31		0	0.18	31	535	1,069	35,032	0	0
23	H17. 2. 28		0	0.18	28	483	1,552	35,032	0	0
24	H17. 3. 31		0	0.18	31	535	2,087	35,032	0	0
25	H17. 4. 30		37,500	0.18	30	518	0	-137	0	0
26	H17. 5. 31		7,500	0.18	31	2	0	-7,361	0	0
27	H17. 6. 30		0	0.18	30	0	0	-7,361	-30	-30
28	H17. 7. 31		0	0.18	31	0	0	-7,361	-31	-61
29	H17. 8. 31		0	0.18	31	0	0	-7,361	-31	-92
30	H17. 9. 30		0	0.18	30	0	0	-7,361	-30	-122
31	H17. 10. 31		37,500	0.18	31	0	0	-44,861	-31	-153
32	H17. 11. 30		7,500	0.18	30	0	0	-52,361	-184	-337
33	H17. 12. 31		0	0.18	31	0	0	-52,361	-222	-559
34	H18. 1. 31		15,000	0.18	31	0	0	-67,361	-222	-781
35	H18. 2. 28		0	0.18	28	0	0	-67,361	-258	-1,039
36	H18. 3. 31		15,000	0.18	31	0	0	-82,361	-286	-1,325
37	H18. 4. 30		7,500	0.18	30	0	0	-89,861	-338	-1,663
38	H18. 5. 31		7,500	0.18	31	0	0	-97,361	-381	-2,044
39	H18. 6. 30		7,500	0.18	9	0	0	-104,861	-120	-2,164
40	H18. 7. 31		7,500	0.18	32	0	0	-112,361	-459	-2,623
41	H18. 8. 31		7,500	0.18	51	0	0	-119,861	-784	-3,407
42	H18. 9. 30		7,500	0.18	14	0	0	-127,361	-229	-3,636
43	H18. 10. 31		7,500	0.18	39	0	0	-134,861	-680	-4,316
44	H18. 11. 30		7,500	0.18	38	0	0	-142,361	-702	-5,018
45	H18. 12. 31		7,500	0.18	14	0	0	-149,861	-273	-5,291
46	H19. 1. 31		7,500	0.18	29	0	0	-157,361	-595	-5,886
47	H19. 2. 28		7,500	0.18	34	0	0	-164,861	-732	-6,618
48	H19. 3. 31		7,500	0.18	27	0	0	-172,361	-609	-7,227
49	H19. 4. 30		7,500	0.18	30	0	0	-179,861	-708	-7,935

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
50	H19.5.30		7,500	0.18	47	0	0	-187,361	-1,158	-9,093
51	H19.6.15		7,500	0.18	16	0	0	-194,861	-410	-9,503
52	H19.7.6		7,500	0.18	21	0	0	-202,361	-560	-10,063
53	H19.8.2		7,500	0.18	27	0	0	-209,861	-748	-10,811
54	H19.8.30		7,500	0.18	28	0	0	-217,361	-804	-11,615
55	H19.10.15		7,500	0.18	46	0	0	-224,861	-1,369	-12,984
56	H19.11.19		7,500	0.18	35	0	0	-232,361	-1,078	-14,062
57	H19.12.17		7,500	0.18	28	0	0	-239,861	-891	-14,953
58	H20.1.9		7,500	0.18	23	0	0	-247,361	-754	-15,707

別 紙 6

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:

会員番号: キモノ(貨物番号3960)

業者名: (有)

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1	H15.11.26	30,000		0.2	4	65	65	30,000	0	0
2	H15.11.30		0	0.2	31	509	0	25,774	0	0
3	H15.12.31		4,800	0.2	31	436	436	25,774	0	0
4	H16.1.31		0	0.2	31	408	0	21,818	0	0
5	H16.2.29		4,800	0.2	29	369	369	21,818	0	0
6	H16.3.31		0	0.2	31	357	0	17,744	0	0
7	H16.4.30		4,800	0.2	30	300	0	15,644	0	0
8	H16.5.31		2,400	0.2	31	256	0	13,500	0	0
9	H16.6.30		2,400	0.2	30	228	228	13,500	0	0
10	H16.7.31		0	0.2	31	228	0	9,156	0	0
11	H16.8.31		4,800	0.2	31	150	0	6,906	0	0
12	H16.9.30		2,400	0.2	30	116	116	6,906	0	0
13	H16.10.31		0	0.2	31	113	0	2,335	0	0
14	H16.11.30		4,800	0.2	30	39	39	2,335	0	0
15	H16.12.31		0	0.2	31	39	78	2,335	0	0
16	H17.1.31		0	0.2	31	35	113	2,335	0	0
17	H17.2.28		0	0.2	28	39	152	2,335	0	0
18	H17.3.31		0	0.2	31	38	0	-9,475	0	0
19	H17.4.30		12,000	0.2	30	0	0	-11,875	-40	-40
20	H17.5.31		2,400	0.2	31	0	0	-11,875	-48	-88
21	H17.6.30		0	0.2	30	0	0	-11,875	-50	-138
22	H17.7.31		0	0.2	31	0	0	-11,875	-50	-188
23	H17.8.31		0	0.2	31	0	0	-11,875	-48	-236
24	H17.9.30		0	0.2	30	0	0	-23,875	-50	-286
25	H17.10.31		12,000	0.2	31	0	0	-26,275	-98	-384
26	H17.11.30		2,400	0.2	30	0	0	-26,275	-111	-495
27	H17.12.31		0	0.2	31	0	0	-31,075	-111	-606
28	H18.1.31		4,800	0.2	31	0	0	-31,075	-119	-725
29	H18.2.28		0	0.2	28	0	0	-35,875	-131	-856
30	H18.3.31		4,800	0.2	31	0	0	-38,275	-147	-1,003
31	H18.4.30		2,400	0.2	30	0	0	-40,675	-162	-1,165
32	H18.5.31		2,400	0.2	31	0	0	-43,075	-50	-1,215
33	H18.6.30		2,400	0.2	9	0	0	-45,475	-188	-1,403
34	H18.7.11		2,400	0.2	32	0	0	-47,875	-317	-1,720
35	H18.8.31		2,400	0.2	51	0	0	-50,275	-91	-1,811
36	H18.9.14		2,400	0.2	14	0	0	-52,675	-268	-2,079
37	H18.10.23		2,400	0.2	39	0	0	-55,075	-274	-2,353
38	H18.11.30		2,400	0.2	38	0	0	-57,475	-105	-2,458
39	H18.12.14		2,400	0.2	14	0	0	-59,875	-228	-2,686
40	H19.1.12		2,400	0.2	29	0	0	-62,275	-278	-2,964
41	H19.2.15		2,400	0.2	34	0	0	-64,675	-230	-3,194
42	H19.3.14		2,400	0.2	27	0	0	-67,075	-265	-3,459
43	H19.4.13		2,400	0.2	30	0	0	-69,475	-431	-3,890
44	H19.5.30		2,400	0.2	47	0	0	-71,875	-152	-4,042
45	H19.6.15		2,400	0.2	16	0	0	-74,275	-206	-4,248
46	H19.7.6		2,400	0.2	21	0	0	-76,675	-274	-4,522
47	H19.8.2		2,400	0.2	27	0	0	-79,075	-294	-4,816
48	H19.8.30		2,400	0.2	28	0	0	-81,475	-498	-5,314
49	H19.10.15		2,400	0.2	46	0	0			

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
50	H19.11.19		2,400	0.2	35	0	0	-83,875	-390	-5,704
51	H19.12.17		2,400	0.2	28	0	0	-86,275	-321	-6,025
52	H20.1.9		2,400	0.2	23	0	0	-88,675	-271	-6,296

これは正本である。

平成23年8月11日

名古屋地方裁判所半田支部

裁判所書記官 前野宏和